

令和 4 年改正児童福祉法に基づく 検討状況等について

※資料中の財政支援の考え方については、今後の予算編成過程
において変更の可能性あり。

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課

令和 5 年 9 月 7 日

令和4年改正児童福祉法に基づく 検討状況について

児童自立生活援助事業の対象拡大

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化が規定された。また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

2. 事業の概要

(1) 児童自立生活援助事業の対象拡大の概要

① 支援内容

共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

② 支援対象者

ア 満20歳未満の場合

義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

※1 里親・FHへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

※2 母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

イ 満20歳以上の場合

満20歳に達する日以前において、

- ・里親・FHへの委託又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置、母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者
- ・児童自立生活援助が行われていた者

であって、高校・大学等に就学中であること等により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者

2. 事業の概要

(2) 児童自立生活援助事業の要件

①職員配置

児童自立生活援助事業の職員配置は以下のとおり

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	-	-	-	-

②職員の任用要件

指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア：児童指導員の任用資格に該当する者

イ：保育士

ウ：児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

エ：ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

③施設の設備基準

児童自立生活援助事業の設備の基準等は以下のとおり

Ⅰ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅱ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅲ型：なし

2. 事業の概要

④施設の入所定員

児童自立生活援助事業の各類型の入所定員は以下のとおり

I型：入所定員は5人以上20人以下とする

II型：入所定員は5人以下とし、本体施設の定員外に設定すること

III型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）とする

(3) 財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

①補助の内容

(事業費)

I型：現行の適用単価を想定

II型・III型：現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

(事務費)

I型：現行の事務費単価を想定

II型：標準単価を設定

III型：ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額（児童1人当たり月額9万円）を支弁

②補助率

国1/2、都道府県等1/2

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 里親支援センターの概要

① 支援内容

里親支援センターは、里親等に係る支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の里親支援事業をすべて実施するものとする。

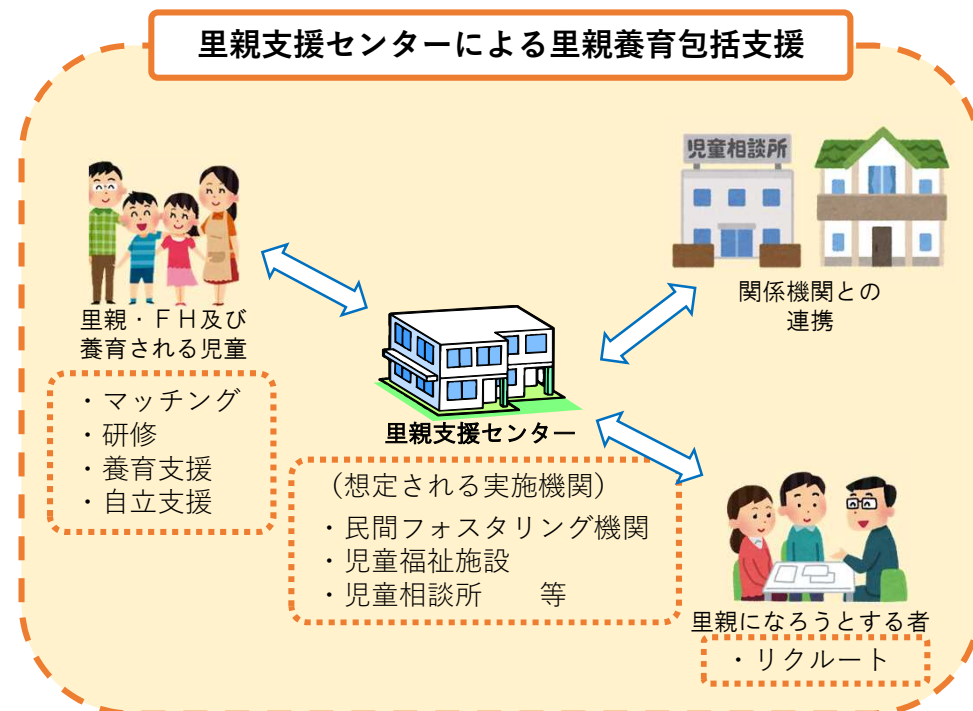
- i 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ii 里親研修・トレーニング等業務
- iii 里親委託推進等業務
- iv 里親訪問等支援業務
- v 里親等委託児童自立支援業務

※特別養子縁組にかかる支援は対象外

② 支援対象者

里親支援センターの支援の対象は以下のものとする。

- ・里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（事業者、養育者、補助者。以下、「里親等」という）
- ・里子とファミリーホームで養育される児童（以下、「里子等」という）
- ・里親になろうとする者



2. 事業の概要

(2) 里親支援センターの要件

①職員配置

里親支援センターの職員配置は以下のとおり

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭60世帯以下の里親支援センターは、最低、施設長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。以降、20世帯に対し里親等支援員を1人配置すること	里親支援センターの長	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任

②職員の任用要件

i 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ii 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

iii 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

2. 事業の概要

iv 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

※ ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる。

③ 設備及び運営基準

i 里親支援センターの設備の基準

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を備えること

ii 里親支援センターの運営基準

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定める

(3) 財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

① 補助の内容

(基本分)

上記配置基準に応じた単価を設定

(加算分)

i 市町村連携職員加算

地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーターを配置する場合の加算

ii 心理療法担当職員加算

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置する場合の加算
心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

iii 自立支援担当職員加算

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置する場合の加算

2. 事業の概要

iv レスパイトケア加算

里親支援センターにおいて、里親等に対し、レスパイトケアを実施するための職員配置等の体制整備した場合の加算。

v 親子関係再構築支援加算

虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う家庭支援専門相談員を配置するための加算

②補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

1. 事業の目的

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 事業の概要

(1) 支援内容

① 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

② 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

③ 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

④ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ ①～③は実施を必須とし、④は地域の状況等に応じた実施を可能とする。

(2) 補助の内容及び補助率

ア 基本分

- ・ 支援コーディネーター 1人
- ・ 生活相談支援員 1人
- ・ 就労相談支援員 1人
- ・ 相互交流費用
- ・ 関係機関連携費用

イ 生活相談支援員配置加算

ウ 生活相談支援の回数に応じた加算

エ 就労相談支援の回数に応じた加算

オ 医療連携担当職員配置加算

カ 法律相談対応準備加算

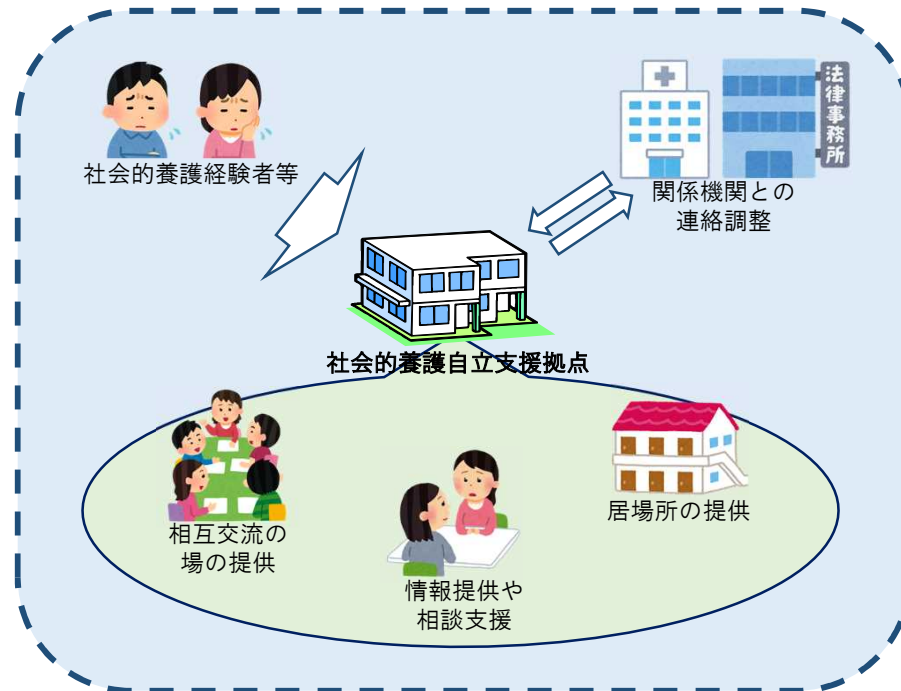
キ 開設準備経費加算

ク 賃借料加算

ケ 自立生活支援加算

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



1. 事業の目的

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 事業の概要

(1) 支援内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援

(2) 補助の内容及び補助率

ア 基本分

- ・ 支援コーディネーター 1人
- ・ 看護師、助産師 1人
- ・ 母子支援員 1人
- ・ 個別ケース会議開催経費
- ・ 医療機関連携費用
- ・ 生活支援費
- ・ デイケア対応費

イ 入居機能加算

- ・ 宿直手当加算
- ・ 居室稼働加算
- ・ 居室確保加算

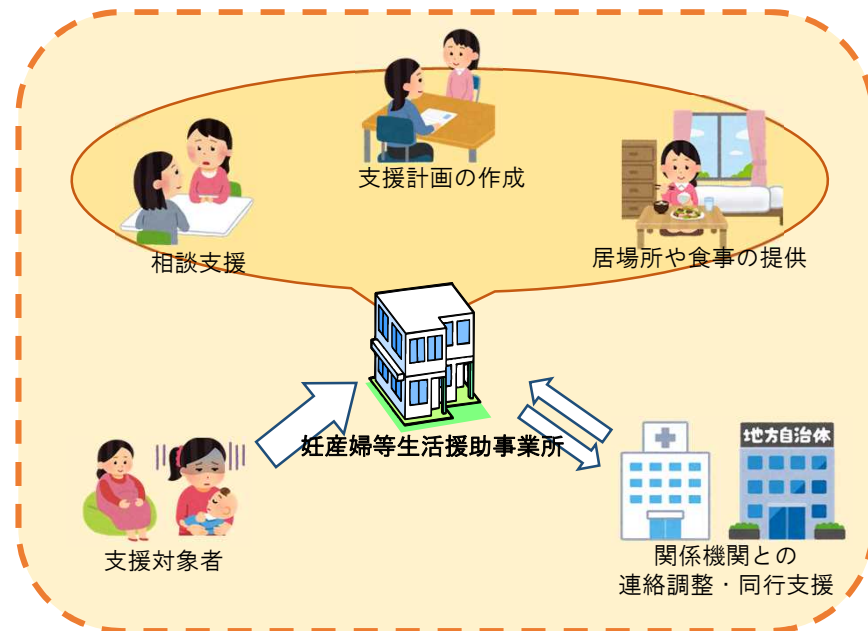
ウ 休日相談対応体制加算

エ 心理療法連携支援加算

オ 法律相談連携支援加算

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
 国：1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4

※ 産前・産後母子支援事業及び特定妊婦等支援臨時特例事業については、本事業創設に伴い廃止。



在宅指導措置委託等の義務的経費化

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童福祉法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号に規定する在宅指導措置を児童家庭支援センター等の民間施設に委託する際にかかる経費について義務的経費とし、民間施設を活用した在宅指導の実施が適当である家庭に対し、より早期かつ着実に在宅指導措置が行われるよう努める。
- また、改正児童福祉法により新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

2. 事業の概要

○在宅指導措置委託について

在宅指導措置の委託については、業務内容に変更はなく、従来「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」の中の、「児童家庭支援センター運営事業等」及び「官・民連携強化事業」にて実施していた補助を、令和6年度より「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助に代わり、国及び自治体は当該事業により発生した費用の負担が義務付けられることとなる。

補助率：国1/2、都道府県等1/2 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

○家庭支援事業について

・家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

・補助の内容及び補助率等 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

措置費単価：各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定。

補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

令和6年度概算要求について

令和6年度概算要求の概要 (社会的養護関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和6年度概算要求】

1,742億円

+事項要求

【令和5年度予算】

(1,691億円)

【主な要求内容】

- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法を踏まえ、
 - ・ 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」
 - ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」を創設し、取組の強化を図る。
- 里親支援の体制強化に向けて、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する事業の創設、里親に対する研修受講費用支援の拡充を図る。
- さらに、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、
 - ・ 社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化のほか、
 - ・ 今後、「こども大綱」の中で具体化する「児童虐待に関する支援策」については、予算編成過程において、施策の拡充を検討する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	208億円	(208億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,416億円 + 事項要求	(1,392億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	80億円	(67億円)

目次

令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく取り組みの実施

- 新規 社会的養護自立支援拠点事業 3
- 新規 妊産婦等生活援助事業 4
- 新規 里親支援センター等人材育成事業（仮称） 5
- 拡充 里親への委託前養育等支援事業 6
- 新規 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 7

施設退所者等の自立支援や家庭的養育の推進

- 新規 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 9
- 拡充 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 施策の内容

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

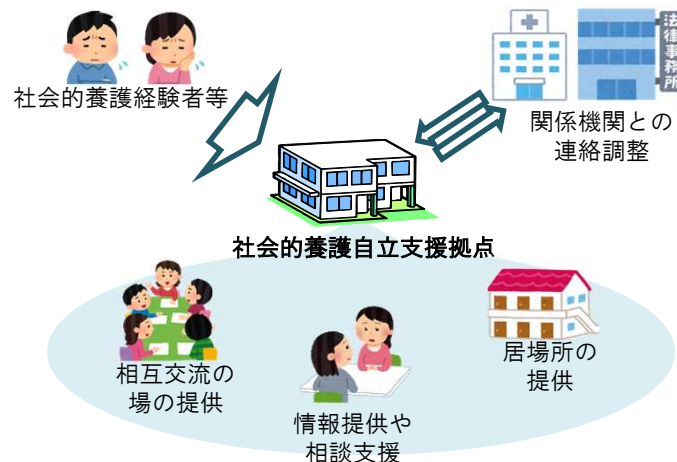
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3. 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,795千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 医療連携担当職員配置加算	1 か所当たり	6,955千円
・ 相互交流費用			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 関係機関連携費用			キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
イ 生活相談支援員配置加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,168千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,594千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 施策の内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	29,851千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター 1人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 看護師、助産師 1人			・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員 1人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,166千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,200千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

＜里親支援センター等人材育成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.74 億円

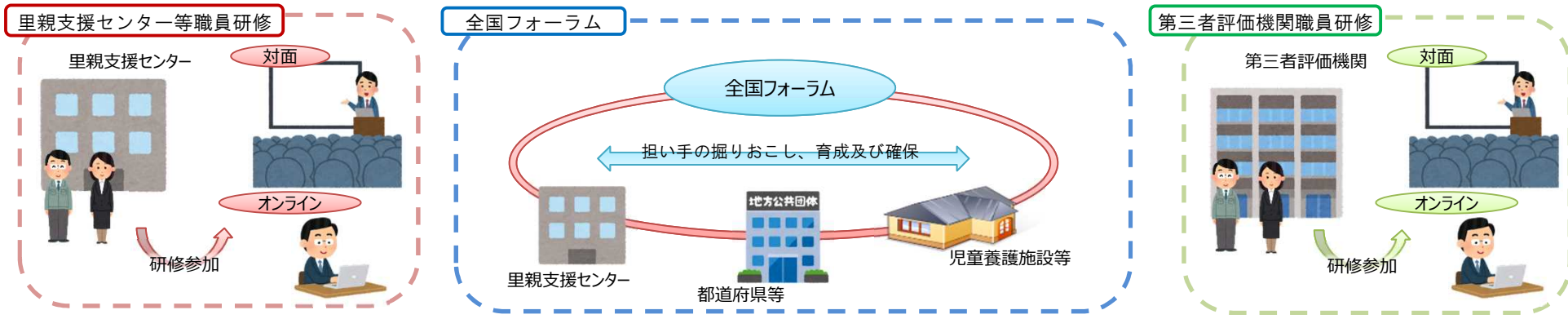
(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
 - その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2. 施策の内容

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

2. 施策の内容

(1) 生活費等支援

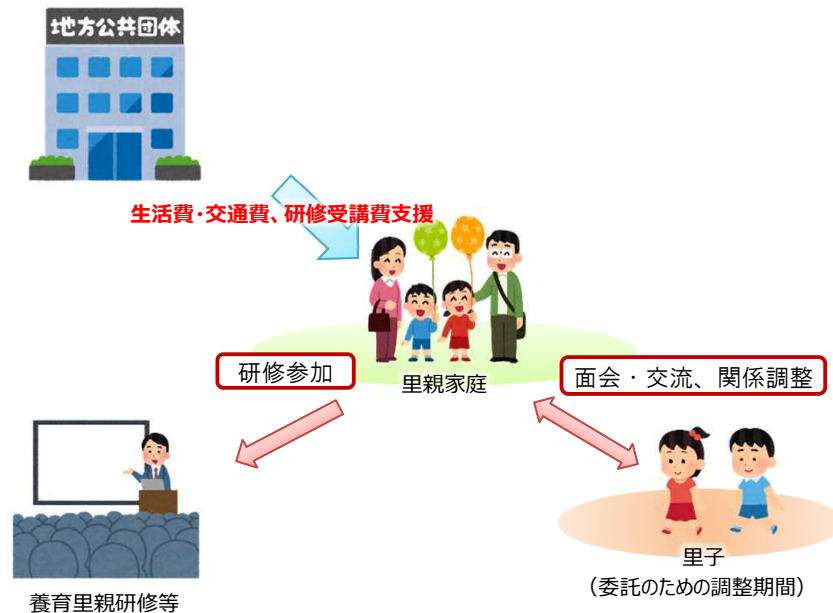
里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】	(1) 生活費等支援	1人当たり日額	5,300円
	(2) 研修受講支援		
	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③審査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2. 施策の内容

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 《拡充》

《拡充内容》

- ・補助対象に、改正児童福祉法により新設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所）を追加

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3. 実施主体等

【実施主体】

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
(※) 対象施設・事業所が母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所である場合は、
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- (2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- (1) < 3 以外 > 1 か所当たり：800万円
※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
- < 3 > 1 か所当たり：300万円
- (2) 1 か所当たり：800万円
- (3) 1 か所当たり：800万円

【補助率】

- (1) 国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2 (1 / 3)
国：1 / 2 (2 / 3 (※))、都道府県：1 / 4 (1 / 6)、市・福祉事務所設置町村：1 / 4 (1 / 6))
(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ(1 / 2 → 2 / 3)
- (2) 国：1 / 2、指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2
国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市町村：1 / 4
- (3) 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

(参考) 令和4年度補正予算：0.4億円

1. 施策の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2. 施策の内容

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業補助金＞

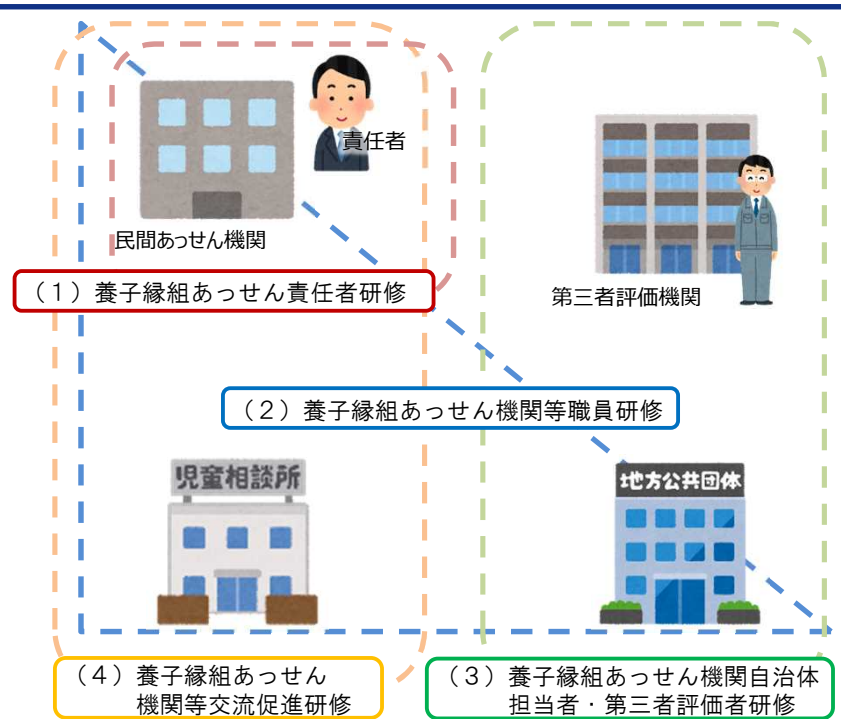
令和6年度概算要求額 0.45 億円 (0.21億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2. 施策の内容

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）